

議案第 24 号

墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 12 条第 10 号の規定に基づき定める、墨田区立公園条例（昭和 40 年墨田区条例第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する公園のうち墨田区立豎川第一公園において占用の許可を与えることができる仮設の施設は、路上生活者等の自立支援のための施設とする。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

都市公園法施行令第 12 条第 10 号の規定に基づき、路上生活者等の自立支援のための仮設施設を墨田区立豎川第一公園に設置できることを定める必要がある。